

## 令和元年度（2019年度）熊本県通勤困難医療従事者支援事業補助金交付要領

### （趣旨）

第1条 熊本県通勤困難医療従事者支援事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### （補助金の算定方法）

第2条 要項第2条の補助金額は、次により算出された額（その額に千円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 宿泊1泊ごとに別表第1欄に定める基準額と同表第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前項の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内で予算の範囲内において交付する。
- (3) なお、交付決定前に支出した経費についても、令和元年（2019年）12月1日以降に支出した経費については補助対象とする。

### （補助金の交付申請）

第3条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 要項第3条第1項の申請書の提出部数は、1部とし、その提出期限は、令和2年（2020年）2月28日とする。

### （補助事業の内容等の変更）

第4条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式を準用するものとする。

### （実績報告）

第5条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、医療機関が医療従事者に支出した宿泊費が分かる書類とする。
- 3 要項第9条第1項の実績報告書の提出期限は、令和2年（2020年）3月20日とし、その提出部数は、1部とする。

### 附 則

この要領は、令和元年（2019年）10月10日から施行する。

## 別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率	4 補助上限額
<p>1 泊当たり 10,000円</p>	<p>阿蘇郡市の医療機関の管理者が、職務命令により、次の全ての要件を満たす医療従事者を、阿蘇地域内の宿泊施設に宿泊させる際に支出した宿泊費（入湯税を除く）</p> <p>※令和元年（2019年）12月1日から令和2年（2020年）3月20日（3月19日宿泊分）を対象期間とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に居住し、阿蘇郡市にある医療機関が雇用する職員</li> <li>・ 原則として、熊本地震発生以降、県道339号北外輪山大津線（通称ミルクロード。以下「迂回路」という。）を通勤経路としている者</li> <li>・ 自然条件（濃霧、積雪等）や交通状況（路面凍結、大規模な交通事故等）により、迂回路が通行不可能となり、帰宅が困難となった者</li> </ul>	<p>2分の1</p>	<p>1人当たり 30,000円</p>